

中心市街地活性化ソフト事業・中心市街地再活性化特別対策事業

目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



閣議決定

基本方針



基本方針に基づき
市町村が作成

基本計画



内閣総理
大臣認定

総務省の認定基本計画への支援措置

・中心市街地活性化ソフト事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費(一般財源所要額)の50%を特別交付税により措置する。

・中心市街地再活性化特別対策事業

市町村が単独事業として中心市街地活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を、一般単独事業債の対象(充当率75%)とし、その元利償還金の30%を特別交付税により措置する。